

委託内容詳細

1 本委託の実施内容

(1) 休憩所の設置場所

設置場所は、委託者が休憩所設置場所候補として示す地点（概ね 13 地点）とする。受託者は、設置場所候補での最終的な設置可否について精査の上委託者へ示すとともに、必要に応じて設置場所候補を所管する関係団体や管理者等と調整を行うこと。

(2) 休憩所の運営日時

運営日時は、マラソン競技の開催日において、原則として競技開始 30 分前から競技終了時刻までの範囲において行う。詳細は契約締結後に委託者と協議の上決定すること。

(3) 休憩所の仕様等

ア テント等を設置する休憩所（概ね 10 地点※1）

テント等を設置する休憩所は、仮設の屋外テント内に気化式冷風機、スポットクーラーまたはミストファン等の暑熱低減設備を組み合わせることで、来場者が暑さを凌ぐことができる場所を創出することを目的とする。ここでは熱中症または熱中症と思われる患者への医療行為は行わないものとする。

具体的な仕様は主に以下のとおり。このうち、(ア)、(イ)、(オ)、(カ)、(ク)及び(シ)～(セ)は原則設置するものとし、(ウ)、(エ)、(キ)、(ケ)、(コ)及び(サ)については休憩所設置場所候補や周辺環境等を考慮し必要に応じて委託者と協議の上、設置すること。

スタッフ休憩及び暑さ対策グッズのストックヤードとして、来場者テントとは別に(ア)、(ウ)を最小単位で設置すること。

なお、これは基本的な仕様であり、各休憩所設置場所の面積やインフラ条件、マラソンコースとの位置関係等の諸条件により、具体的な設置内容を最適化する。

また、委託者と協議のうえ、1 か所の休憩所において清涼飲料水もあわせて配布すること。

- (ア) 遮熱性テント※2
- (イ) 気化式冷風機
- (ウ) スポットクーラー
- (エ) ミストファン
- (オ) アクセシブルベンチ
- (カ) 給水設備（ウォーターサーバー）及び水※3

- (キ) 清涼飲料水※4
- (ク) 飲料用冷蔵設備※5
- (ケ) その他暑熱低減設備等※6
- (コ) スタッフ用仮設トイレ※7
- (サ) 発電機又は蓄電池
- (シ) サイン※8
- (ス) 暑さ指数測定器※9
- (セ) モニター※10

※1 仕様説明会において、休憩所の諸情報を提供する。

※2 (ア)については、原則として、概ね9㎡程度(例:3.0m×3.0m等)を最小単位とし、場所の面積や間口、周辺環境等に応じて可能な限り複数単位を設置すること。

また、原則として、テント天幕は遮熱性能を有し、反射率は65%以上とすること。横幕等の利用により、風の通り道を確保しながらもテント内に日陰を作ること。ただし、建物の屋根や樹木による十分な日陰がある場合には、これらの基準を適用しないものとする。

※3 (カ)については、1か所あたり複数台以上設置し、1日で100リットル(1人あたり200ml×500人)程度水を配布することを想定する。水を配布する場合には、ウォーターサーバーから委託者が提供するコップに注いで配布すること。

※4 (キ)について、1か所あたり1日で100リットル(1人あたり200ml×500人)程度スポーツ飲料水(大塚製薬株式会社製「ポカリスエット」)を配布することを想定する。委託者と協議のうえ配布する休憩所を決めること。ポカリスエットを配布する場合には、ペットボトルから委託者が提供するコップに注いで配布すること。

※5 (ク)については、上記(カ)及び(キ)の飲料を冷やすために使用する。

※6 (ケ)については、休憩所利用者が感じる暑さを低減させ、本委託の目的に合致すると委託者が認めたものが対象となる。

※7 (コ)については、運営スタッフや夜間警備員が利用するものとし、近隣に公共トイレ等がない場合に設置する。

※8 (シ)について、観客向けの暑さ対策休憩所であることが一目でわかるサインを制作し、テント及び周辺に配置すること。

※9 (ス)について、下記(5)のとおり。

※10 (セ)について、下記(5)ア(エ)のほか、委託者が提供する暑さ対策に関する動画を映すことを想定する。

イ クーリングシェルター及びTOKYOクールシェアスポット等を活用した休憩所
(概ね3地点※1)

クーリングシェルター及びTOKYOクールシェアスポット等を活用した休憩所
(以下「クーリングシェルター等」という。)は、既存の屋内の休憩所に扇風機等の
暑熱低減設備を追加することで、来場者が暑さを凌ぐことができる場所を創出する
ことを目的とする。ここでは熱中症または熱中症と思われる患者への医療行為は行
わないものとする。

具体的な仕様は主に以下のとおり。このうち、(ウ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ケ) 及
び(コ)は原則設置するものとし、(ア)、(イ)、(エ)及び(ク)については休憩所
設置場所候補や周辺環境等を考慮し必要に応じて委託者と協議の上、設置すること。

なお、これは基本的な仕様であり、各休憩所設置場所の面積やインフラ条件、マ
ラソンコースとの位置関係等の諸条件により、具体的な設置内容を最適化する。

- (ア) 気化式冷風機
- (イ) スポットクーラー
- (ウ) 扇風機
- (エ) アクセシブルベンチ
- (オ) 給水設備(ウォーターサーバー)及び水※2
- (カ) 飲料用冷蔵設備※3
- (キ) 簡易ベッド及びパーティション
- (ク) その他暑熱低減設備等※4
- (ケ) サイン※5
- (コ) モニター※6

※1 仕様説明会において、休憩所の諸情報を提供する。

※2 (オ)については、1か所あたり複数台以上設置し、1日で100リットル
程度(1人あたり200ml×500人)の水を配布することを想定する。水を配
布する場合には、ウォーターサーバーから委託者が提供するコップに注い
で配布すること。

※3 (カ)については、上記(オ)の飲料を冷やすために使用する。

※4 (ク)については、休憩所利用者が感じる暑さを低減させ、本委託の目的
に合致すると委託者が認めたものが対象となる。

※5 (ケ)について、観客向けの暑さ対策休憩所であることが一目でわかるサ
インを制作し、施設内及び周辺に配置すること。

※6 (コ)について、委託者が提供する暑さ対策に関する動画を映すことを想
定する。

(4) 暑熱低減設備の調達・設置、運営

休憩所に設置する暑熱低減設備を休憩所運営開始日までに遅滞なく調達・設置し、運営準備を整えること。

(5) 暑さ指数の測定・来場者への熱中症の注意喚起

上記1(3)アの休憩所において、テント内外の温度・湿度・暑さ指数を測定し、テント外の暑さ指数については休憩所内で来場者にわかりやすく表示するとともに、熱中症の危険性について注意喚起を行うこと。なお、休憩所管理者がスマートフォンを活用し、インターネット上でもテント内外の暑さ指数を確認できるようにすること。

ア 暑さ指数測定器の仕様等

(ア) JIS B 7922 規格に準拠した測定器とし、温度・湿度・暑さ指数をそれぞれ正確に測定できること。

(イ) 最低5分間隔ごとにデータを自動測定できること。

(ウ) 測定データを無線送信し、システムにより一括管理できること。

(エ) 休憩所の外に設置した測定器の測定データを休憩所内のモニターで表示し、来場者に対し暑さの注意喚起を行うこと。

(オ) インターネット上で休憩所の内外の測定データを確認できること。ただし、インターネット上での確認は休憩所管理者向けとする。

(カ) 測定データをサーバー上に保存し、後日 CSV 形式でデータを抽出できること。

イ 暑さ指数測定器の設置場所

上記1(3)アの休憩所において、休憩所の内外でそれぞれ1か所ずつ設置すること。

ウ データの管理および活用

(ア) 測定データは定期的を確認し、テント内が暑さ指数33以上になった場合は速やかに対応策を講じること。

(イ) 来場者への熱中症の注意喚起に役立てること。

(ウ) 下記(7)の暑さ対策の効果検証及びガイドラインの作成において活用すること。

(6) 暑さ対策グッズの調達及び配布

来場者向けの暑さ対策グッズ1種類を調達し、休憩所で配布すること。暑さ対策グッズの詳細は契約締結後に委託者と協議のうえ決定すること。

ア 暑さ対策グッズの仕様

休憩所で一時的に体を冷やせるものとする。また、ゴミにならず再利用可能なもの

とする。

(ア) 冷却効果があること

休憩所で一時的に体温を下げるため、即効性があるものを選定すること。

(イ) 環境に配慮すること

使い捨てではなく、繰り返し使用できる素材で作られており、ゴミを減らすことを目的とする。また、イベント後も持ち帰り再利用できるものとする。

(ウ) 安全性と耐久性があること

身体に対して安全で、アレルギーや刺激を引き起こさないこと。加えて、持ち運びしやすく、破損しにくい耐久性を備えること。

イ 暑さ対策グッズの配布予定個数

13,000 個

(7) 暑さ対策の効果検証及びガイドラインの作成

暑さ対策の効果検証に必要な測定項目を明確にし、それに基づく検証計画を策定すること。本委託の休憩所で実施した暑さ対策の効果を検証し、企業や自治体等のイベント主催者向けに参考となる夏季の屋外イベントの開催のためのガイドラインを作成すること。詳細は契約締結後に委託者と協議のうえ決定すること。

ア ガイドラインの内容

(ア) 具体的な取組を記載すること

休憩所での暑さ対策の効果を基に、具体的かつ実践的な対策を盛り込むこと。体感温度の低減方法、休憩所設置の最適な場所や設備など、実際の現場で役立つ内容にすること。

(イ) わかりやすい構成にすること

企業や自治体の担当者が容易に理解・実行できるように、図解やフローチャートを用いて視覚的に分かりやすい構成とすること。

(ウ) 専門家等の第三者の意見を反映すること

暑さ対策や熱中症防止の専門家等の第三者の意見を取り入れること。専門家からのフィードバックを基に、ガイドラインの信頼性と効果を高めること。なお、専門家等の選定にあたっては、委託者と事前に協議すること。また、専門家等との意見交換に係る一切の経費は本契約金額に含むものとする。

イ ガイドラインの作製

ガイドラインは、パンフレット用として A4 サイズ両面の概要版を作成し、詳細版を別途作成すること。詳細版は 20 ページ程度とする。

(8) その他

上記(1)から(6)について、天候や事情等に応じて変更・中止する場合がある。その場合は、受託者は委託者と協議の上、変更等に対し柔軟かつ臨機応変に対応すること。

また、各休憩所設置場所における運営期間終了後は、設置した暑熱低減設備等を速やかに撤去し原状回復を行うこと。

2 休憩所の運営業務

上記1で掲げる業務（以下「暑さ対策運営業務」という。）について、以下の通り実施すること。

(1) 事前準備

ア 運営計画書等の作成

受託者は、企画提案の内容を反映した運営計画書等を契約締結後速やかに作成し、提出すること。計画書等には次の事項を必ず盛り込むこととし、提出部数は契約締結後に委託者から別途通知する。提出にあたっては事前に案を提示し、委託者の承認を得ること。

また、当運営計画書等の概要及び実現性を担保する事由等について、企画提案により委託者へ具体的に示すこと。

(ア) 統括責任者

暑さ対策運営業務に係る統括責任者を1名選任し、暑さ対策運営業務を全体的に指揮統括するとともに、暑さ対策運営業務に係る全体状況を的確に把握し、進捗管理を行うこと。統括責任者は、下記(イ)の業務責任者に対する指揮・監督能力や高い管理能力、事業の推進力、各関係団体との調整力、状況変化やトラブル等に臨機応変に対応できる能力を具備していること。また、委託者と常時連絡が可能な体制及び通信手段を整え、委託者と随時連絡調整や報告等を行うこと。

なお、統括責任者は国内大規模イベント等での運営実績がある者を選任すること。

(イ) 業務責任者

統括責任者の指揮の下で現場での指揮・監督を行う業務責任者を選任すること。業務責任者は、運営スタッフ等に対する指導・監督能力や臨機応変な判断力、良好な接客態度やトラブル等に冷静かつ的確に対応できる能力を具備していること。

(ウ) 工程スケジュール

事前の手配から調達・設置、解体・撤去までを含めた暑さ対策運営業務の工程スケジュールを策定し、実施日までの工程の流れが把握できるよう作業ご

との詳細スケジュールを含めること。原則として暑さ対策運営業務実施日前日までに設備等の設営を完了し、実施後は速やかに解体・撤去作業等を行う工程とすること。なお、施設管理者等との調整により暑さ対策運営業務実施日当日の設営も可能とする。また、工程の進捗管理方法を具体的に記載すること。

(エ) 暑熱低減設備等の調達・設置計画

暑さ対策運営業務のうち休憩所の設置については、各実施場所で必要となる暑熱低減設備やそれに係る機材・備品・消耗品等（ミストファン等で使用する水・電気等を含む。）について、具体的な調達・設置計画を作成すること。設営について必要な工事等がある場合は計画に必ず含めるとともに、機材等配置図及び工事施工詳細図を添付すること。

(オ) 搬出入計画

暑熱低減設備及び暑さ対策グッズ等、運営に必要となる資機材等に係る搬出入計画を作成すること。搬出入計画は、少なくとも以下①～⑤の内容を含めること。搬入後、夜間警備が必要な休憩所は、⑥の計画についても併せて作成すること。

- ① 搬入・搬出予定日
- ② 搬入・搬出機器
- ③ 設置・配布場所までの搬入・搬出方法及び設置場所での移動方法
- ④ 誘導員等の配置
- ⑤ 搬出入の安全対策（転倒、落下、挟まれ防止等）
- ⑥ 夜間警備の配置

(カ) 人員確保・配置計画

暑さ対策運営業務及び夜間警備業務に係る人員確保及び配置等の計画を策定すること。体制図においては各配置人員の役割を明記するとともに、運営・警備業務時における業務責任者の連絡先を記載すること。

(キ) レイアウト図面

実施内容に基づきレイアウト図面を作成すること。レイアウト図面は暑さ対策運営業務の実施地点ごとに作成し、上記1（3）に掲げる暑熱低減設備等の具体的な配置、来場者の動線、配布・案内を行うスタッフの配置、観客向けの暑さ対策休憩所であることが一目でわかるサインの配置、安全対策・盗難防止対策（夜間含む）、周辺住民及び周辺環境への配慮など各休憩所の設置・運営について具体的に図面上に落とし込むこと。

契約締結後に委託者と現地確認を行い、実測に基づいた詳細なレイアウト図とすること。敷地内での進入禁止エリアを明確にし、充分配慮すること。また、暑さ対策運営業務を行う各実施場所の周辺環境や混雑予想等を踏まえ、最も効果的な暑さ対策となるようなレイアウト及び動線計画となるよう工夫す

ること。加えて、車椅子利用者をはじめとした障害を持つ来場者等が快適に利用できるものとする。

(ク) 暑さ対策グッズの調達及び配布

暑さ対策グッズを調達するとともに、暑さ対策グッズを遅滞なく配布できる体制を整えること。

(ケ) 休憩所の暑さ指数の測定・見える化及び熱中症の危険性に関する注意喚起等

テント等を設置する休憩所においてテント内外の暑さ指数を継続的に測定し、テント外の測定結果について「見える化」する具体的な取組を記載すること。モニターを使用して来場者にわかりやすく表示し、暑さ指数の変動に応じて熱中症の危険性に関する適切な注意喚起を行う体制及びテント内が暑さ指数33以上になった場合の対応策を記載すること。

(コ) 非常時・緊急時の体制及び対応

不測の事態が生じた場合、速やかに対応できる体制をとること。また、その対応内容について具体的に記載すること。

① 体調を崩した来場者への対応

休憩所では医療行為を行わないが、必要に応じてスタッフ休憩用の場所を活用してペットボトルでの給水も可能とする。ただし、速やかに医療機関の連絡先を案内すること。

② 悪天候や地震等による中止等

悪天候や地震等によりイベントの中止が必要と判断された場合、即時対応可能な体制を構築し、安全に運営を終了できる手順を明記すること。

(サ) 廃棄物削減等

① 調達・設置、運営、解体・撤去に至るまで、廃棄物をできるだけ削減すること。本委託で使用する物品についてリユース・リサイクルを推進する計画を具体的に記載すること。

② 来場者に対しても休憩所においてリユース・リサイクルや「ゴミを持ち帰る意識」を啓発すること。

(シ) 暑さ対策の効果検証及びガイドラインの作成

① 暑さ対策の効果検証に必要な測定項目を明確にし、それに基づく検証計画を策定すること。

② 夏季の屋外イベントの開催のためのガイドラインの概要について記載すること。

イ 運営体制の確保及び関係団体等との調整

暑さ対策運営業務の実施に係る以下の調整等を行うとともに、上記ア(ウ)で掲げた工程スケジュールに基づき、必要な事前の手配・調達等の運営体制の確保、設営等

の準備を行うこと。なお、手続及び休憩所確保等に必要な一切の経費（施設の賃借料も含む）は本契約金額に含むものとする。

- (ア) 各関係団体との調整（財団、東京都環境局、暑さ対策グッズ取扱事業者、暑さ指数計測システム事業者、地権者、施設管理者、道路管理者等）
- (イ) 機材・備品・消耗品等（暑熱低減設備等の設置・運営等で使用する土地、水、電気等を含む）の確保・設置の確認
- (ウ) 施設管理者、道路管理者等への各種申請（施設の賃借料の支払も含む）
- (エ) 搬入経路・搬入車両等、必要事項の関係者への周知
- (オ) 非常時・災害時等の緊急対応における体制の準備
- (カ) その他、本委託の運営・設営等に必要となる一切の事項

ウ 休憩所に設置する暑熱低減設備等の調達

上記1（4）に掲げる、休憩所に設置する暑熱低減設備をはじめとした機器類等について調達すること。

エ 暑さ指数測定システムの調達

上記1（5）に掲げる、休憩所で設置する暑さ指数測定システム一式を調達すること。

オ 暑さ対策グッズの調達

上記1（6）に掲げる、休憩所で配布する暑さ対策グッズを調達すること。

カ 休憩所に係るイメージパースの作成

休憩所を設置した際のイメージパースを作成すること。作成方法は、実際の休憩所設置予定場所の写真上にCG等により暑熱低減設備等を落とし込むなど、実際に設置した際の規模感や利用者の様子等が想起されるよう工夫すること。

キ 当日運営マニュアル

暑さ対策運營業務の実施日における運営スタッフ向けのマニュアルを作成すること。マニュアルは上記（1）ア（キ）における各配置人員の役割ごとに作成し、当日の具体的な運営方法や来場者に対する対応QA等必要な事項を漏れなく盛り込むとともに、外国人や障害を持つ来場者の対応方法についても必ず記載すること。

ク 各種手続等

本委託の実施に際し、必要な保険に入ること。なお、保険の種類、範囲等については事前に委託者の確認を受けること。また、その他暑さ対策運營業務の実施に当たり

必要な許可・届出等手続を適切に行い、法令順守に万全を期すこと。

ケ 暑さ対策効果検証

上記1（7）の計画を実施するため、上記（1）ア（ケ）の暑さ指数測定器を活用するとともに、必要に応じて他の測定器も調達すること。

（2）暑さ対策運營業務の設営等

ア 給排水設備及び電気供給等の確保

休憩所における暑熱低減設備の設置等に当たり、必要に応じて給排水設備及び電気供給等の確保を行うこと。原則として、水の供給は保水タンク（受託者の運搬による）、電気の供給は発電機又は蓄電池で行うこと。

なお、施設管理者等との調整状況により、当該場所の給排水設備、電気設備を使用することができる場合がある。その場合、委託者及び施設管理者等と協議の上、必要な給排水工事、電気工事等を行うこと。地面への掘削（杭打ちを含む。）や既存施設への加工、重機材等の乗り入れについては、受託者と委託者、施設管理者等で協議の上、一件毎に可否を判断する。

イ 暑熱低減設備等の設置

休憩所に、上記（1）ア（エ）で調達した暑熱低減設備等を設置すること。なお、設置の際は原則として以下の仕様を満たすこと。

【テント等を設置する休憩所の特記仕様】

（ア）テント

- ① 支柱は、錆び、変形等のないものを使用し、強風等により折れることのないものを使用するなど、倒飛壊はないよう十分な風対策を講じること。
- ② 車椅子利用者が支障なくテント内で休憩できるよう、段差がある場合は板等の床敷材を敷き、養生を行うこと。
- ③ ロープ、杭、ウェイトを併用する等、転倒防止対策及び悪天候対策をとること。

（イ）サイン

- ① 必要に応じて、サイン等を掲出・設置すること。マラソン沿道から休憩所までの誘導サインや進入禁止エリアのサインも同様とする。
- ② サインが文字の場合、英語を併記すること。なお、併記する英語は必ずネイティブチェックを行うこと。
- ③ サイン等には、必要に応じて案内用図記号（ピクトグラム）を付けること。

（ウ）暑さ指数測定器及び見える化

- ① 上記1(3)アの休憩所の内外にそれぞれ1か所ずつ暑さ指数測定器を設置すること。テント外の測定器は、可能な限り日向に設置すること。
- ② テント内に、測定データを無線送信できる設備を設置すること。
- ③ テント内に暑さ指数モニターを設置すること。
- ④ 各休憩所の測定情報を一括管理できるよう、システム調整を行うこと。

【クーリングシェルター等を活用した休憩所の特記仕様】

サイン

- ① 必要に応じて、サイン等を掲出・設置すること。マラソン沿道から休憩所までの誘導サインや進入禁止エリアのサイン等も同様とする。
- ② サインが文字の場合、英語を併記すること。なお、併記する英語は必ずネイティブチェックを行うこと。
- ③ サイン等には、必要に応じて案内用図記号(ピクトグラム)を付けること。

ウ 設営・撤去の工程

資機材等の搬入・設置は原則として暑さ対策運営業務実施前日までにを行い、実施期間後速やかに解体・撤去を行うこと。上記以外の期間に搬出入等が必要となる場合は、事前に委託者の承諾を得ること。

なお、休憩所設置場所との調整により暑さ対策運営業務実施日当日の設営も可能とする。

エ 安全対策

委託者等と調整の上、設置・解体・撤去時の通行者等に対する危険防止対策等の安全策を講ずること。万が一、事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。

オ 立会い

業務責任者は、休憩所の設置から指揮・監督し、解体・撤去作業まで立ち会うこと。解体・撤去後は、本委託で使用した範囲及びその周辺について清掃を行い暑さ対策グッズの廃棄等をはじめとした残留物等がないように配慮し、受託者の責任を持って原状回復すること。廃棄物については、委託者と協議のうえ、法令等に基づき適切に処理すること。

カ その他

- (ア) 設営の際は、騒音等で地元住民に迷惑とならないよう最大限の注意を払うこと。

- (イ) 設営に当たっては、東京 2025 世界陸上において公表される交通規制等の情報について積極的に情報収集を行い、工程の履行について遅滞がないよう万全を期すこと。
- (ウ) その他、本設営に必要となる一切の業務を行うこと。

(3) 暑さ対策運營業務実施日の運営

ア 統括責任者の統括及び業務責任者の指揮・監督

統括責任者は運営全体を統括し、業務責任者は担当する休憩所において責任をもって指揮・監督を行い、委託者をはじめとした関係団体等との連絡調整、適切な進行管理及び事故等の防止に万全を期すこと。

イ 適切なスタッフの配置・運営

上記(1)ア(カ)に基づき配置する各運営スタッフは、その分野の業務に精通し、トラブル等に対しても柔軟に対応できる者を配置し、暑熱低減設備等の利用者やグッズ受領者等の安全等に配慮した適切な案内・誘導を行うこと。なお、事前に運営スタッフに対し研修や指導を行うこと。また、配置するスタッフは外国人や障害者の来場者への対応を必ず踏まえること。万が一、事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において対応するとともに、速やかに委託者に報告すること。

ウ 運営期間中の夜間管理・安全対策等

委託者や施設管理者等と調整の上、夜間警備員を配置し夜間管理及び危険防止対策等の安全対策及び盗難防止対策を講ずること。

エ 暑熱低減設備等の保守管理

暑さ対策運營業務のうち、休憩所に設置する暑熱低減設備及び暑さ指数測定器等の保守管理(破損箇所の補修等)、電気設備等の調整及び事前稼働確認等を行うとともに、必要に応じて暑さ対策運營業務を実施する上で必要な機材・備品、消耗品等を補充すること。

オ 暑さ指数の公表・見える化

テント外の暑さ指数の結果をリアルタイムで表示し、来場者が容易に確認できるようにすること。また、暑さ指数に基づき、熱中症の危険性に関する適切な注意喚起を実施すること。

カ 効果検証

気温、湿度、暑さ指数に加えて、効果検証に必要なその他の項目を測定し、暑さ

対策の有効性を検証すること。

キ 廃棄物の適切な処理

暑さ対策運営業務の実施から終了までの間、本委託で使用する範囲及びその周辺について、観客による暑さ対策グッズの廃棄等をはじめとした残留物等がないように随時見回りや確認・回収等を行うこと。暑さ対策運営業務の実施に伴い排出された廃棄物については、委託者と協議のうえ、法令等に基づき適切に処理すること（ただし、委託者が提供するコップ及び清涼飲料水の容器を除く）。

ク 暑さ対策グッズの余剰分の引渡し

余った暑さ対策グッズは、後日委託者へ引き渡すこと。余剰グッズは残数を正確にカウントし、委託者へ連絡すること。

ケ 中止判断及び中止決定後の対応

荒天等で財団の判断により競技運営が中止になった場合、暑さ対策運営業務の実施も中止する。必要に応じて、競技運営の実施の有無について委託者への確認を行うこと。また、一部競技の中止や競技時間の変更等があった場合、委託者が暑さ対策運営業務の実施の中止や時間帯の変更等を決定することがある。これらの場合には、それまでに発生した本委託に係る経費について算定し、支払うこととする。

コ 急な天候変化等への対応

上記ケに掲げる中止判断とならない場合においても、突発的な降雨等をはじめとした急な天候の変化が発生する場合が想定される。受託者はこのようなケースを想定し対応を考慮するとともに、対応を踏まえた体制を構築すること。荒天等により継続しての暑さ対策の実施が困難であると委託者が判断した場合は、速やかに暑熱低減設備等の一時撤去を行い、天候の回復を待って委託者等の指示により再度設置する。その費用は受託費に含める。

サ 実施後の原状回復

受託者は、使用するすべての土地、施設等に対する原状回復義務を負うものとする。暑さ対策運営業務終了後は、速やかに仮設施設等を撤去し、原状回復を行うこと。

シ その他

(ア) 上記イで配置するスタッフは、労働関係法令に従って業務に従事させるとともに、健康管理についても十分に配慮すること。必要に応じてスタッフテントを用意するなど、スタッフに係る暑さ対策（空調服・帽子）についても十分に

講じること。

- (イ) 委託者と協議の上、スタッフの共通ユニフォームなどを作成し、スタッフ全員に着用させること。
- (ウ) 実施期間中、受託者と委託者の間で円滑に連絡がとれるよう緊急連絡先等を整理し共有すること。また、期間中に委託者との連絡調整を円滑に行えるよう、必要に応じてトランシーバー等を用意すること。
- (エ) 財団及び東京都環境局と連携を密にし、大会全体の進行を妨げないよう十分に注意すること。
- (オ) 非常時・緊急時には委託者や財団等の関係団体と連携し、暑熱低減設備等の利用者や暑さ対策グッズ受領者等の安全確保・避難誘導等を行うこと。
- (カ) 委託者と協議の上、本委託で使用した物品について処理すること。
- (キ) その他、本委託の運営に必要な一切の業務を行うこと。

3 本委託の実施記録報告

(1) 実施記録

ア 原状回復の確認

暑さ対策運営業務における原状回復を確認するため、現場の設営前及び設営後の状態などをデジタルカメラで撮影するとともに、状況を報告書としてまとめること。

イ 記録写真の撮影

暑さ対策運営業務について、記録写真の撮影を行うこと。広報素材として使用できるよう、撮影に当たっては肖像権に配慮するとともに、財団及び観客に広報目的として撮影した画像を公開することについて可能な限り事前に承認を得ること。

ウ 実施結果の報告

実施結果について、以下のとおり報告すること。

(ア) 暑さ対策運営業務の終了直後

暑熱低減設備等の利用者や暑さ対策グッズ受領者数及び集計表、苦情・事件・事故の有無。ただし、重大な苦情・事件・事故の場合は直ちに委託者へ報告すること。

(イ) 本委託の履行期限まで

- ① 各所の設営レイアウト図及び設営前後の画像等をまとめた原状回復報告書
- ② 以下(a)から(f)までの項目をまとめた実績記録報告書
 - (a) 本委託実施概要

- (b) 本委託実施時の状況報告
- (c) スケジュール、本委託の内容
- (d) 作成物等
- (e) 記録写真
- (f) その他本委託の実績に係る報告事項

エ 暑さ対策の効果検証及びガイドラインの作成

休憩所で実施した暑さ対策の効果を検証し、企業や自治体等のイベント主催者向けに参考となる夏季の屋外イベントの開催のためのガイドラインを作成すること。詳細は契約締結後に委託者と協議のうえ決定すること。

(2) 提出方法

原状回復報告書、実績記録報告書及び暑さ対策の効果検証及びガイドラインは、紙媒体で3部、電子データ（CD-R又はDVD-R）で3部を提出すること。

(3) 著作権及び使用权

納品された記録写真及び報告書の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び使用权は、委託者に帰属する。

4 その他本委託の実施に必要な業務全般

- (1) 契約締結後、速やかに委託者と履行スケジュール、執行体制の調整を行うこと。
- (2) 委託者の求めに応じ、定期及び必要に応じて随時の打合せを行うこと。打合せ日から3営業日以内に議事録を作成し委託者へ提出すること。
- (3) 必要に応じて委託者と関係機関等との打合せに同席するとともに、資料作成や説明を行うこと。
- (4) 本委託の内容は、委託者と綿密な連絡・調整の上、本委託の目的が反映されたものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上決定すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、この仕様書によるほか法令等を十分に順守すること。
- (7) 受託者は、本委託の実施について善管注意義務を負う。このことから、搬入出作業等において施設等の建築物や樹木など自然環境等への汚損・破損が発生しないよう、最善の注意を払うこと。特に休憩所の設置・解体・撤去に関しては必ず養生を行うなど、適切かつ安全な設営に向け万全を期すこと。万が一、破損した場合は速やかに委託者及び施設管理者等に報告を行うとともに、受託者の責任において速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に係る費用は全て受託者の負担とする。
- (8) 本委託の実施に関して苦情等が生じた場合は、責任を持って誠実に対応すること。